

平成19年5月30日
経済産業省

平成19年商業統計調査を6月1日現在で実施 (新たに駅改札内・高速道路内の商業事業所を調査)

経済産業省は、6月1日現在で全国のすべての商業事業所(約160万)を対象に、事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積などを把握する「平成19年商業統計調査」を実施します。

今回の調査は、平成14年調査以来5年ぶりに実施する本調査です。

エキナカ、高速道路のサービスエリアへの商業施設の出店の進展から、新たに駅改札内、高速道路・一般有料道路内の商業事業所を調査します。

1. 経済産業省では、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに商業統計調査(指定統計第23号)の本調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)に簡易調査を実施しております。
2. 商業統計調査は、卸売・小売業を営むすべての商業事業所を調査します。また、近年、「エキナカ」と呼ばれる駅構内、高速道路のサービスエリアで商業施設の出店が進展していることから、これまで対象外としていた駅改札内、高速道路・一般有料道路内の商業事業所を新たに調査します。
3. 平成19年調査の結果は、平成20年3月末に速報を、11月に確報を公表する予定です。
4. 商業統計調査の結果は、地方自治体における中心市街地活性化基本計画策定、大規模小売店出店の影響調査、商業振興、流通産業施策の基礎資料として、経済分析、商圈分析等の基礎資料として広く活用されております。

(本発表資料の問い合わせ先)

経済産業政策局調査統計部産業統計室

担当者：平野、伊藤

電話：03-3501-1511(内線 2891)

03-3501-9945(直通)

詳しくは、下記の経済産業省ホームページ「統計」に掲載しております。

<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

平成19年6月1日現在で第24回商業統計調査が行われます

1 調査の目的と役割

商業統計調査は、我が国の卸売業、小売業を営むすべての事業所（店舗）の販売活動の実態や分布状況及び商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、我が国商業の国勢調査ともいえるべき重要な統計調査です。国が行う重要な統計調査として指定統計第23号に指定されています。

2 調査の対象

平成19年商業統計調査は、我が国のすべての商業事業所を対象としています。

「商業事業所（店舗）」とは？

原則として「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれるものをいいます。

3 調査することから

商業統計調査では、従業者数、年間商品販売額、商品手持額などの事業所の商業活動に関する事項を調査します。

〔卸売業、小売業について〕

事業所の名称及び電話番号、所在地 本店・支店の別及び本店の所在地・ 電話番号	経営組織及び資本金額又は出資金額 事業所の開設時期
従業者数等 年間商品販売額の販売方法別割合	年間商品販売額等 商品手持額

〔小売業に限っての事項について〕

年間商品販売額のうち小売販売額 の商品販売形態別割合 売場面積	セルフサービス方式採用の有無 営業時間等
来客用駐車場の有無及び収容台数	チェーン組織への加盟の有無

〔法人事業所に限っての事項について〕

年間商品仕入額の仕入先別割合
年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
企業全体の業種区分

〔企業全体の商業事業所に関する事項〕

商業事業所数、従業者数、年間商品販売額
年間商品仕入額
電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

4 調査の方法

(1) 調査票の配布と収集

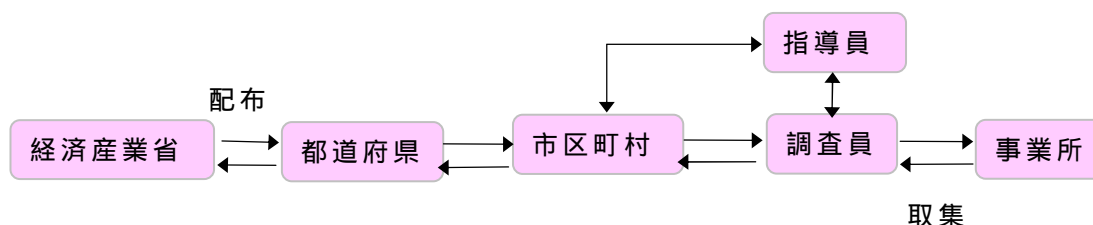
調査員が担当地域の事業所を訪問し、商業調査票等を配布して、6月1日現在の活動状況を記入していただくよう依頼します。後日、再度各事業所を訪問して記入済みの調査票を収集します（調査員調査方式）。

調査員は、

調査票の配布や収集といった、調査にとって重要な役割を担っています。調査員の任命は、都道府県知事が行うことになっています。

上記の調査員調査とは別に、一部の指定事業所については、経済産業省又は都道府県が事業所の本社・本店（企業）等に対し、各支店・営業所ごとの調査票の作成依頼を行い収集します（本社等一括調査方式）。

(2) 調査員調査の流れは、次のようになっています。



5 調査結果の公表

調査の結果は、平成20年3月頃「平成19年商業統計速報」として公表し、以降「平成19年商業統計表」として順次公表する予定です。

また、インターネット(<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>)による公表も行います。

商業統計調査は このように使われています

商業統計調査は、国や都道府県、市町村における、商業振興や流通機構の改善などの施策立案のための基礎資料となります。

また、商業を営む方にとっても将来の経営方針を立てる上での貴重な参考資料として幅広く利用されております。

行政施策の立案 実施のための基礎資料

中小企業の事業活動の機会の適正な確保や、商店街の活性化、流通関連施策の基礎的な資料として役立っております。

具体的な例としましては、中心市街地活性化法に基づき市町村が商店街ににぎわいを取り戻すために策定する、中心市街地活性化基本計画等の基礎資料として利用されています。

また、市町村の取り組みに対して、国が法律に基づいて支援していくための施策検討の基礎資料として活用されています。

法令に基づく利用

地方税法に基づく地方消費税の都道府県間清算を行うための算定基準の基礎資料として、商業統計調査の小売年間商品販売額が使用されております（同法第72条の114第3項）。

各種白書等における利用

「中小企業白書」において、商業の現状と構造変化の把握・整理のために利用されています。

地方公共団体では、県勢要覧、地域経済・産業分析レポート等に利用されています。

企業 大学 研究機関などにおける 市場予測 需要予測に利用

商店街の活性化をはかる組合や地域開発イベントを計画する諸団体においては、消費者ニーズの動向に即した新しい商業の方向性、あり方などを探るための資料として利用されています。

企業、大学、研究機関等では、市場予測や需要予測の観点から、大規模小売店舗の進出にともない、どのような影響が生じるかなどを予測するための基礎資料として利用されています。

流通情報システムの構想や流通情報機能強化のための都市問題研究、地域の階級構成などを把握するための資料としても利用されています。

他の統計への利用

「商業動態統計調査」（経済産業省実施）、「全国物価統計調査」（総務省実施）、「容器包装利用・製造等実態調査」（経済産業省・環境省を含む5省実施）などの調査の見直しをする際の母集団情報として利用されています。